

藤枝市と大正大学との包括連携に関する協定書

静岡県藤枝市（以下「甲」という。）と大正大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等を活用して幅広い分野で協力し、相互の発展並びに持続力ある地域社会の発展、人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 地域課題解決による地域振興・創生への貢献
- (2) I o T、A I 等の社会実装による地域情報化の推進
- (3) 学生のまちづくり参画を通した人材還流の促進
- (4) 地域のニーズに応え、活躍できる人材の育成
- (5) 施策、教育・研究活動の前進・発展による地域社会における新たな価値の創造
- (6) 東京圏でのシティ・プロモーション、地域產品の販路拡大
- (7) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関するこ。

（情報交換及び協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく相互の連携及び協力の円滑な推進を図るため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

2 前項の情報交換及び協議を行う窓口を、甲においては企画創生部企画政策課に、乙においては地域構想研究所に置くものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、変更の必要が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成30年7月17日

（甲） 静岡県藤枝市

市長 

（乙） 大正大学

学長 